

所報

# たまじむ

発行 令和2年2月28日  
 通算 第76号  
 (創刊 平成7年7月1日)  
 東京都多摩教育事務所  
 [東京都立川市錦町 4-6-3]  
 Tel 042-524-7222  
 Fax 042-528-0985]

## 新学習指導要領の全面実施を迎えて

**東京都多摩教育事務所 指導課長  
榎並 隆博**

私が初任の頃は、昭和52年改訂の学習指導要領が実施されており、「ゆとりある充実した学校生活の実現」を目指し、各教科等の目標・内容が中核的な事項に絞られた中で授業が行われていました。当時社会問題となっていた「受験戦争」や「落ちこぼれ」を解消すべく、「人間性豊かな」子供たちの育成を目指した「ゆとり教育」が展開されていました。



平成元年の改訂では「社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成」を目指し、生活科が新設されるとともに、道徳教育の充実が求められました。そして、生涯学習の基礎を培うため、体験的な学習や問題解決的な学習を重視し、子供たちに学ぶ楽しさを味わわせるため日々の授業に工夫を加えていました。

平成10年の改訂は「基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考えるなどの『生きる力』の育成」を目指しました。この時新設された「総合的な学習の時間」は当時の学校現場に大きなインパクトを与えました。週3時間行うこの時間は、どういった学習活動を行うかは、総則にねらいが示された以外学校に委ねられています。当時文部科学省は「先生方の実力が試されている。」と説明したと聞きました。そこで各学校では子供たちの興味・関心や学校・地域の特色、今日的な諸課題等から創意工夫を重ねて学習活動を創り上げていきました。

平成20年の改訂は「『生きる力』の育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成」を目指し、授業時数や指導内容が増えるとともに、外国語活動が新設されました。子供たちの学力低下が問題視される中、「確かな学力」を身に付けさせるため、今まさに各学校で授業改善が進められているところです。

そして令和2年4月、新学習指導要領が小学校から順次全面実施されます。学校には、子供たちに「予測困難な時代」の中で「持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力」を身に付けさせることが求められています。

これら学習指導要領の改訂は、常に社会的な背景をもち社会の要請を受けて改訂されていることは明らかです。ある意味、この国の行き先を我々教師一人一人に託されていると言っても過言ではないと考えます。モチベーションが高まりませんか？

◇ ◇ 目 次 ◇ ◇	
【巻頭言】新学習指導要領の全面実施を迎えて	1
【特集①】これからの時代に求められる学校教育の創造—持続可能な社会の実現を目指した教育活動の改善を通して— ～東京都多摩地区教育推進委員会の研究報告～	2～3
【特集②】これからの時代に求められる資質・能力を育成する総合的な学習の時間の在り方	4～5
【特集③】不登校が長期化している子供への社会的自立に向けた支援の在り方	6～7
【情報】「自画撮り防止」に向けた子供の情報モラルを高める取組	8

本号については、東京都多摩教育事務所のホームページからダウンロードできます。ファイルの形式はPDFです。  
 右のQRコードからもアクセスできます。

<http://www.tamajimu.metro.tokyo.jp/>

# これからの時代に求められる学校教育の創造

## —持続可能な社会の実現を目指した教育活動の改善を通して—

～東京都多摩地区教育推進委員会の研究報告～

- ◆ 東京都多摩地区教育推進委員会は、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、研究主題を「これからの時代に求められる学校教育の創造—持続可能な社会の実現を目指した教育活動の改善を通して—」としました。
- ◆ 本研究では、「持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力」を明確にし、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業を実践して、その実施状況を評価、改善するなどのカリキュラム・マネジメントを通して教育活動の質の向上を図り、検証に取り組みました。

- ◆ 本特集では、4校の授業実践を検証した結果、明らかになった「これからの時代に求められる学校教育を創造するためのポイント」について紹介します。

※ 本研究の詳細については、東京都多摩地区教育推進委員会 第25次計画（通算第46年次）報告書を御覧ください。報告書は、多摩教育事務所のホームページからダウンロードすることができます。



### 研究の概要

**研究の背景**

新学習指導要領では、予測困難な時代を迎える中、子供が持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

＜新学習指導要領 前文から＞  
「これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童（生徒）が、(中略)多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」

＜子供たちを取り巻く状況＞  
・AI等の技術革新 「持続可能な開発目標 (SDGs)」  
・環境破壊  
・貧困  
・気候変動  
・自然災害 等



(国際連合広報センター)

**研究主題**

新学習指導要領に示された、これからの時代に求められる学校教育の創造について研究を進めました。

**これからの時代に求められる学校教育の創造**  
—持続可能な社会の実現を目指した教育活動の改善を通して—

**研究の視点・内容**

「持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力」の育成を目指した学校教育を創造するために、三つの視点から研究に取り組みました。

**【視点1】「持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力」の明確化**

- 「持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力」を明確にするための手だて

**【視点2】教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの充実**

- 必要な学習活動を教科等横断的な視点で組み立てる取組
- 学習活動の実施状況を評価してその改善を図る取組
- 必要な人的又は物的な体制を確保し、その改善を図る取組

**【視点3】主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の充実**

- 単元（題材）の指導計画を作成する際の重点
- 学習活動を設定する際の重点

**研究の実践・検証**

多摩地区4校の校内研究の特色を踏まえて、実践・検証しました。

- ・小学校 総合的な学習の時間の取組
- ・中学校 総合的な学習の時間の取組
- ・小学校 算数を通じた取組
- ・小学校 プログラミング教育を生かした取組

**これからの時代に求められる学校教育を創造するためのポイント**

研究を通して、これからの時代に求められる学校教育を創造するためのポイントが明らかになりました。

- 1 持続可能な社会の実現に向けて、子供たちに必要な資質・能力を明確に設定すること。
- 2 「持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力」を育成するためにカリキュラム・マネジメントの充実を図ること。
- 3 持続可能な社会の実現に向けた視点を踏まえた授業改善の充実を図ること。

**研究の成果**

持続可能な社会の実現を目指して教育活動を改善することが育成を目指す資質・能力を育むことにつながりました。

**「持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力」の育成**

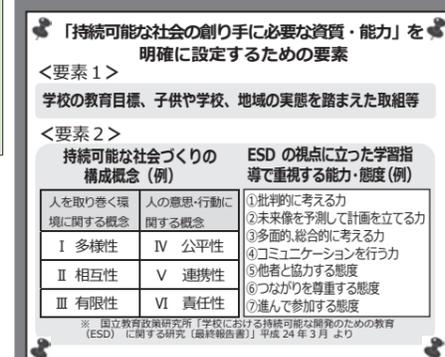
### これからの時代に求められる学校教育を創造するためのポイント

#### 1 持続可能な社会の実現に向けて、子供たちに必要な資質・能力を明確に設定すること。

「持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力」は右図の要素1と要素2を踏まえながら、**学校全体で育成を目指す資質・能力として設定することができます。**

＜検証した成果＞

- 学校教育全体で各教科等の関連を踏まえた指導計画の作成
- 学校教育全体で「持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力」を意図した学習活動の実践



「持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力」を明確に設定するための要素

＜要素1＞  
学校の教育目標、子供や学校、地域の実態を踏まえた取組等

＜要素2＞  
持続可能な社会づくりの構成概念(例) ESDの視点に立った学習指導で重視する能力・態度(例)

人を取り巻く環境に関する概念	人の意思・行動に関する概念	①批判的に考える力	②未来像を予測して計画を立てる力
I 多様性	IV 公平性	③多面的・総合的に考える力	④コミュニケーションを行う力
II 相互性	V 連携性	⑤他者と協力する態度	⑥つながりを尊重する態度
III 有限性	VI 責任性	⑦進んで参加する態度	

※ 国立教育政策研究所「学校における持続可能な開発のための教育(ESD)に関する研究(最終報告書)」平成24年3月より

#### 2 「持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力」を育成するためにカリキュラム・マネジメントの充実を図ること。

資質・能力の育成につながる学習活動を、**教科等横断的な視点で組み立て、資質・能力の育成に資するものか評価・改善するとともに、人的又は物的資源の有効な活用について検討することが大切です。**

＜検証した成果＞

- 組織的かつ計画的に教員が子供の資質・能力を育成
- 教員が年間のまとまりを見通して継続・発展した学習活動に改善



「持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力」を育成するための取組

教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの充実

- ◆ 「持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力」を育成するための主な学習活動の一覧の作成

	4月	5月	6月	7月
国語				
社会				

- ◆ 単元（題材）の指導計画を評価・改善
- ◆ 人的又は物的資源の有効活用について検討

#### 3 持続可能な社会の実現に向けた視点を踏まえた授業改善の充実を図ること。

「持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力」を育成するためには、**単元（題材）の指導計画の作成及び学習活動の設定に留意して、主体的・対話的で深い学びの授業改善の充実を図っていくことが大切です。**

＜検証した成果＞

- 子供が身近な課題を自分のこととして捉え、行動を変革しようとする意思の向上
- 子供が他者と協働的に学ぶことの必要性を実感、主体的・協働的に学ぶ力の向上



「持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力」を育成するための取組

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の充実

- ◆ 学習の過程や子供の学びの姿を明確にした、単元（題材）の指導計画の作成
- ◆ 三つのつながり（教材、人、能力・態度のつながり）、持続可能な社会づくりの構成概念(例)、関連するSDGsを活用した学習活動の設定

# これからの時代に求められる資質・能力を育成する総合的な学習の時間の在り方

◆ 新学習指導要領における総合的な学習の時間の目標には、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力である「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することが明確に示されました。

◆ 各学校は、新学習指導要領の目標の実現に向けて、学校の教育目標を踏まえて総合的な学習の時間の目標を設定し、その目標を実現するにふさわしい探究課題を構成するとともに、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を明確にする必要があります。  
◆ 本特集では、総合的な学習の時間の目標等の設定や単元の指導計画の作成の例を紹介します。

## 小・中学校 学習指導要領（平成20年告示）

### 第1 目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

## 小・中学校 学習指導要領（平成29年告示）

第1 目標 探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解できるようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協同的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

## 【例】中学校第1学年の取組 東京都多摩地区教育推進委員会の事例より

### 1 学校において定める総合的な学習の時間の目標の設定

<学校の教育目標> ○ 自ら学ぶ力 ○ 共に生きる心 ○ 健やかな体 ○ 品格ある態度

#### 学校が定めた総合的な学習の時間の目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
社会の様々な現状や課題を知るとともに、課題を概念的に捉え、その解決に必要な知識及び技能を身に付け、問題発見・解決的、探究的に学ぶことのよさを理解する。	社会の事象から自ら課題を見だし、その解決に向けた計画を立てるとともに、他者と協同的に情報を集め、整理・分析し、自他の考えを基に構築したことを文章や発話、ICT機器を活用して表現する。	様々な他者と協働し、粘り強く探究的に学習に取り組むとともに、自分と他者との異同に気付き、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を育む。

### 2 学年の年間指導計画と探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力の設定

#### 年間指導計画<第1学年>

主な学習	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
課題の特質	自己の将来に関する課題			地域の特色に応じた課題			健康に関する課題					
単元名	「ドリームマップ」			「商店街をちょっと楽しくするプロジェクト」			「毎日の健康な生活とストレス」					

#### 探究課題「商店街の活性化に向けて努力する人々と地域社会」を通して育成を目指す具体的な資質・能力

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
地域の自然、文化、福祉、経済、くらし、政治等の現状と課題から、商店街の活性化が地域を持続可能にしていけることを理解するとともに、課題を解決するために必要な知識及び技能を身に付ける。	地域の課題を見だし、解決可能な課題を設定し、その解決に向けた計画を立てるとともに、他者と協同的に情報収集、実態把握を行い、整理・分析し、文章や発話、ICT機器等を活用して表現する。	学級の他の生徒や地域の人々などと協働し、粘り強く学習に取り組むとともに、地域のよさを生かし、持続可能なよりよい地域にしようとする態度を育む。

### 3 探究課題「商店街の活性化に向けて努力する人々と地域社会」における単元の指導計画の作成

単元名「商店街をちょっと楽しくするプロジェクト」(全23時間)

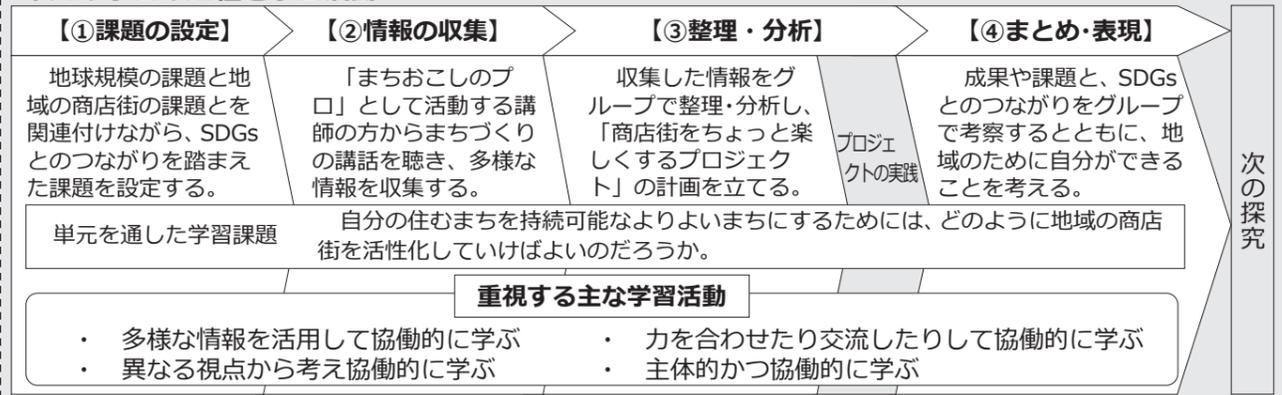
#### 単元の目標

市内の人口減少や少子高齢化を背景に、地域を持続可能なよりよいまちにするために、地域の商店街を活性化する活動を通して、商店街の活性化に取り組む人々の思いに気付き、自分ができることを考えるとともに、地域社会に参画し、地域をよりよくしようとする。

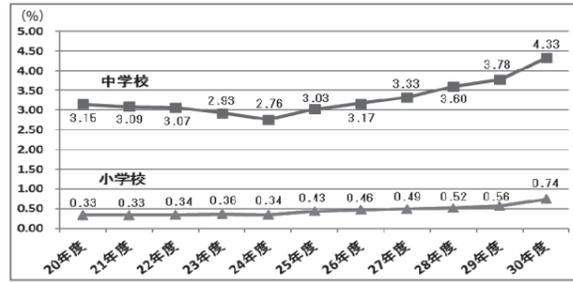
#### 単元の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none"> <li>商店街の活性化に向けた取組や人々の思いを基に、商店街を活性化することは、地域が持続可能なよりよいまちにつながることを理解している。</li> <li>現地の調査をしたり、計画の実践をしたりする体験で収集した情報と情報との関係を、図や文章でまとめる方法が分かっている。</li> <li>課題の解決を図るための計画を立てる方法が分かっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の商店街の課題を見だし、解決に向けて自分にできることを考えている。</li> <li>地域の商店街を活性化するために必要な情報を他者と協同的に収集、選択しながら実態把握を行っている。</li> <li>地域を持続可能なよりよいまちにするために必要な情報を取捨選択したり、複数の情報を比較したり、関連付けたりしながら解決に向けた取組を考えている。</li> <li>伝える相手や目的に応じて、自分の考えやグループの考えをまとめ、適切な方法で表現している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動を通して、地域のために自分ができることを考え行動しようとしている。</li> <li>地域の商店街を活性化するための取組を通して得た知識や自分と違う他者の考えを生かしながら、協働して課題解決に取り組もうとしている。</li> <li>課題解決の状況を振り返り、地域を持続可能なよりよいまちにするための自分ができることに粘り強く取り組もうとしている。</li> </ul>

#### 単元の学習の過程と学習活動



# 不登校が長期化している子供への 社会的自立に向けた支援の在り方



◆ 不登校児童・生徒への支援については様々な努力がなされているところですが、都内公立小・中学校の不登校児童・生徒数は近年増加傾向にあり、生活指導上の喫緊の課題となっています。

◁ 東京都の小学校・中学校における不登校出現率(※1)の推移  
 (※1) 不登校出現率(不登校児童・生徒数/児童・生徒総数×100)

◆ 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(文部科学省 令和元年10月25日付)では、「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」と示されました。

◆ 学校は、不登校児童・生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、子供自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働きかけを行う必要があります。

◆ 本特集では、不登校が長期化している子供への社会的自立に向けた支援の例を紹介します。

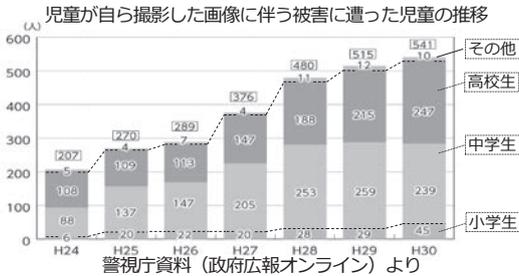


参考文献 ① 不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)(文部科学省 文科初第698号 令和元年10月25日付)

② 児童・生徒を支援するためのガイドブック ~不登校への適切な対応に向けて~(東京都教育委員会 平成30年12月)

# 「自画撮り防止」に向けた子供の情報モラルを高める取組

- ◆ 平成30年2月1日、東京都は全国に先駆けて、青少年（18歳未満の者）に裸の画像を不当に求めることを条例で禁止しました。本条例では、青少年を処罰の対象とはしていないものの、学校は、子供に裸の画像を求めることがそれだけで犯罪であるということを指導する必要があります（裸やそれに近い画像の撮影、送信、所持は、児童ポルノ禁止法で罰せられます）。
- ◆ 「児童が自ら撮影した画像に伴う被害」に遭った人数は、毎年増加しています。子供がネット上の相手を安易に信用して、自らを撮影した画像を送ることがないように、学校には「SNS東京ルール」に基づいた「学校ルール」作りや、「SNS東京ノート」を活用した子供の情報モラルの向上に向けた取組が求められています。



【自画撮り被害の主な事例】（「STOP! ネット犯罪 知ってますか? ネットにまつわる犯罪」警視庁より）

- ・ 「服を着替えられる？」等と言葉巧みに誘導され、スマートフォンの無料通信アプリで自分の裸の写真や動画を送信させられた。
- ・ 「裸の写真を送ってくれないなら別れる」等と追い込まれて自分の裸の写真を送った。その後、逆恨みされ、インターネット上に自分の裸の写真を拡散された。

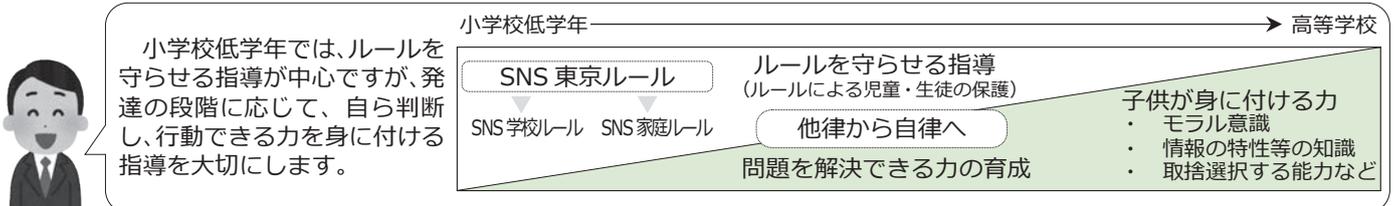
## 子供の情報モラルの向上に向けた取組

### 1 改訂版「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」の改訂及び「家庭ルール」の見直しの啓発

学校では、子供に次の留意点を踏まえて「学校ルール」を見直しさせるとともに、家庭でSNSを利用する際のルール作りの必要性に気付かせることが大切です。また、保護者との連携を図り、「家庭ルール」の見直しを啓発していくことが必要です。例えば「自分の部屋でスマートフォンを使用しない。」という家庭ルールがあれば、自画撮り被害を防ぐ可能性が高まると考えられます。

#### 「ルール作り・ルール見直し」における留意点

- ① 「自分のこと」として自覚させるよう工夫する。
  - ・ 誰にでも起こり得る場面を設定し、教室で話し合う。
  - ・ 安易に結論を示さない。
- ② ルールが必要な理由を考えさせる。
  - ・ ニュース、アンケート等を参考に、校内で起きているトラブルを取りまとめる。
  - ・ 校内で起きているトラブルをなくすため、どのようなルールが必要かを考える場面を設定する。
- ③ ルールを見直し、解釈の差を生まないようにする。
  - ・ 既存のルールを全て見直すより、重点的に守るルールを定め、見直しに取り組む。

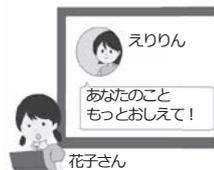


### 2 「SNS東京ノート」を活用した取組の推進

「SNS東京ノート」は、小学校低学年から高校生までもを対象にした情報モラル教育の教材です。道徳科や特別活動、総合的な学習の時間等を通して、「SNS東京ノート」を活用することができます。

小学校低学年「特別の教科 道徳」で指導する場合の例 教えていいこと悪いこと（内容項目A-1 善悪の判断、自律、自由と責任）

花子さんが、ゲームの中の友達「えりりん」と2人で協力するゲームをしていたときの出来事です。



実際に会ったことはないけれど、もっと仲良くなりたいと思っていたので、メッセージを送ることにしました。

こんな時、伝えてはいけないことはどれでしょうか。

- 家族の名前
- 通っている小学校
- 好きな動物
- 友だちの名前
- 家族の電話番号
- 好きな色

「SNS東京ノート」を活用し、議論を通じて考えさせる学習を更に充実させましょう。

家族の名前等が知らない人に分かると、どのような危険があるかを考えさせます。

「SNS東京ノート①」小学校低学年 ストーリーから学ぼう より

参考文献 ① SNSのルール作り・見直しを通じた主体的な情報モラル教育について（東京都教育庁 指導部指導企画課 平成29年3月）  
 ② SNS東京ノート活用の手引 SNS東京ノート①（東京都教育庁 指導部指導企画課 平成31年3月）  
 ③ インターネットトラブル事例集（平成29年度版）（総務省 総合通信基盤局 消費者行政第一課 青少年担当 平成29年）